

# 申告前に書類の確認を！

- ◆申告相談を受けられる方は、次の書類を必ずご持参ください。(□欄を使って確認してください)
- ◆税務署から確定申告書を送られた方はご持参ください。

持参するもの	
<p><b>■すべての方</b></p> <p><input type="checkbox"/>印鑑  <input type="checkbox"/>生命保険料支払証明書  <input type="checkbox"/>保険税・介護保険料の領収書  <input type="checkbox"/>国民年金・農業者年金掛金領収書  <input type="checkbox"/>医療費の領収書（通院のため要した交通費の領収書も含む）</p>	<p><input type="checkbox"/>身体障害者手帳（寝たきりの場合は前もって税務課に申し出てください）  <input type="checkbox"/>損害保険料支払証明書（火災保険、建物共済など）  <input type="checkbox"/>火災、雪害、盗難にあった時はその証明書（警察署、消防署から発行されるもの）または領収書  <input type="checkbox"/>大学生のいる家庭では在学証明書  <input type="checkbox"/>預金口座番号</p>
<p><b>■事業所得の方</b></p> <p>◆営業所得者及びその他の事業所得者  <input type="checkbox"/>現金出納帳（売掛、買掛がある場合は売掛帳、買掛帳）  <input type="checkbox"/>自家消費、事業用消費の整理帳  <input type="checkbox"/>仕入帳（売上原価の整理）</p> <p>◆農業所得者  <input type="checkbox"/>米以外の収入がある方は、農協等からの出荷証明書  <input type="checkbox"/>農機具購入契約書と領収書（金額の多少にかかわらず必要です）  <input type="checkbox"/>土地改良費・水利費のわかるもの  <input type="checkbox"/>農作業の受委託のわかるもの</p> <p>◆その他の所得者  <b>大工、左官等の方が持参するもの</b>  <input type="checkbox"/>年間の稼働日数明細書（月別、仕事先と賃金の明細）  <b>大工、左官等で請負仕事の場合は</b></p>	<p><input type="checkbox"/>たな卸帳  <input type="checkbox"/>経費帳（科目毎に必要経費を整理⇒租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、給料賃金、地代家賃、雑費）</p> <p><input type="checkbox"/>支払小作料のわかるもの  <input type="checkbox"/>農業用の借入金利子証明書  <input type="checkbox"/>米政策等に係る拠出金のわかるもの  <input type="checkbox"/>雇人費明細書（農作業毎の賃金の明細、領収書）  <input type="checkbox"/>大農具の損害保険領収書  <input type="checkbox"/>客土費用（3年償却）の領収書</p> <p><input type="checkbox"/>機械・器具（道具）の購入費および修理費、税金（自動車税、重量税）、車検経費の領収書  <input type="checkbox"/>請負工事毎の損益計算書  <input type="checkbox"/>全国建設工事国保の保険料領収書</p>
<p><b>■給与所得の方</b></p> <p><input type="checkbox"/>給与、報酬、賃金の源泉徴収票          日雇、出稼ぎ収入のあった方は、所得税（源泉徴</p>	<p>収税額）が還付される場合がありますので、勤務先から必ず源泉徴収票を取り寄せてください。</p>
<p><b>■年金等の所得の方</b></p> <p>各種年金については、老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金、遺族年金、厚生年金、</p>	<p>共済年金、公務扶助料、恩給等すべての年金等が含まれます。申告には各種年金の源泉徴収や支払通知書を提示してください。</p>
<p><b>■譲渡所得の方</b></p> <p>譲渡所得のある方で税務署へ申告する方は、市県民税の申告の必要はありません。          譲渡所得者（土地、建物を買った場合）が税務署へ持参するものは次のとおりです。</p>	<p><input type="checkbox"/>譲渡した物件に係る売買契約書（または売買価格を証明できる書類）  <input type="checkbox"/>譲渡費用（仲介手数料、測量費など）の領収書  <input type="checkbox"/>収用の場合は買取り証明書  <input type="checkbox"/>交換および代替地を受け取った場合は契約書（または覚書）</p>
<p><b>■その他</b></p> <p>◆不動産所得がある方  <input type="checkbox"/>収入明細及び経費明細</p>	<p>◆一時所得（保険満期金等）・配当所得・退職所得がある方  <input type="checkbox"/>支払調書等支払額がわかるもの</p>

# 申告相談日程表

- ◆各会場の開館（受付開始）は午前8時です。これより早い時間は入館できません。
- ◆受付終了時刻は午後3時30分です。
- ◆申告相談は、午前9時～正午、午後1時～終了までです。（ただし阿仁地区の開始時間は下表の※印の通りです）
- ◆午前中の受付は人数制限があります。混み合うため、午後の受付をおすすめします。また、相談内容により受付順が前後する場合があります。
- ◆指定の日時、会場の変更を希望される方は必ず前日までに電話連絡をお願いします。（☎62-1116）

日	曜	鷹巣地区	申告会場	日	曜	合川・森吉・阿仁地区	申告会場
2/6	月			2/3	金	東根田 西根田	合川農村環境改善センター
7	火	本郷 根木屋敷 妹尾館 中畑 大畑 横淵	七日市基幹センター	6	月	李岱 羽根山	
8	水	葛黒 与助岱 三ノ渡 黒森 松沢 明利又 上舟木 下舟木 吉ヶ沢 深沢 品類 岩脇 吉野		7	火	木戸石 増沢	
9	木	小森 四渡 坊山 湯ノ岱	沢口林業センター	8	水	福田 新田目 明田 八幡岱 美栄 林岱	
10	金	脇神 上野 藤株 小摩当		9	木	羽立 芹沢 大内沢 三里 摩当	
13	月	中屋敷 堂ヶ岱	綴子基幹センター	10	金	三木田 鎌沢 雪田 杉山田	合川庁舎
14	火	上町 向黒沢 前野		13	月	道城 下杉	
15	水	下町 大堤 昭和	前線校センター	14	火	合川	
16	木	小田 田子ヶ沢 松原 糠沢 大畑 二本杉 岩谷		15	水	上杉 上杉団地 桃栄 梅栄 金沢 金沢団地 弥栄	
17	金	前山 今泉	坊沢公民館	16	木	川井 松ヶ丘	
20	月	黒沢 深関 相善町 羽立		17	金	合川地区で指定日に申告ができなかった方	
21	火	大町 上町 街道町 新屋敷町	北秋田市交流センター	20	月	比立内新町 比立内下町 幸屋渡	大阿仁出張所 ※9:45～
22	水	太田 摩当 田沢		21	火	打当 前山 中村 打当内 戸島内 榎木沢 小倉野尻 長畑 菅生 新中 幸屋 岩ノ目 沢 鳥坂	
23	木	あけぼの町 岩沢 大沢 李岱		22	水	下新町 上新町 畑町	阿仁山村開発センター ※9:15～
24	金	掛泥 太田屋敷後 高野尻 高野尻団地		23	木	荒瀬 荒瀬川 小沢 萱草 伏影 根子 笑内	
27	月	川口 小ヶ田 佐助岱 湯車 緑ヶ丘 蟹沢		24	金	畑町東裏 新町 上岱 大町 横町 真木沢	
28	火	田中 胡桃館		27	月	三枚 小様 小淵 吉田 湯口内	
29	水	南鷹巣 西陣場岱 高村岱 高森岱 石ノ巻岱		28	火	阿仁地区で指定日に申告ができなかった方	四季美館
3/1	木	舟場 泉屋敷		29	水	桂瀬 下羽立 上羽立 惣内 桂坂 通り町	
2	金	南田中 住吉町 花園町		3/1	木	陣場岱 神成 五味堀 柏木岱 大岱	
5	月	舟見町 新舟見町		2	金	下前田 鍛冶町 八幡森 前田駅前 工場地帯 宮ノ下 新ノ又	
6	火	米代町 元町 西屋敷 柳中 下家下 東上綱	5	月	根森田 巻淵 堺田 細越 止 平里 羽根川 新屋布 小又	森吉コミュニティセンター	
7	水	宮前町 旭町 松葉町 掛泥向	6	火	大杉 裏町 学校通 御嶽 本城御嶽 本城上 本城下 本城荒町 本城町屋 長下 滝ノ沢		
8	木	東横町 大町 幸町 内幸町 東中岱 平成町	7	水	寄延 冷水岱 浦田 大淵 白坂 根小屋 日栄		
9	金	材木町 伊勢町	8	木	鶴田 長野 松栄 米畑 中新田 大沢 山崎 伊勢の森 中道岱 長野岱 高校通 御狩屋		
12	月		9	金	向本城 川向 駅前 新丁		
13	火		12	月	七曲 松山町 新町 横町 大町 本丁	森吉地区で指定日に申告ができなかった方	
14	水		13	火			
15	木		14	水	合川地区、森吉地区、阿仁地区で指定日に申告ができなかった方		